

平成29年12月20日（水）
国土交通省関東地方整備局
荒川下流河川事務所

記者発表資料

「新・荒川下流河川敷利用ルール」を改定し、
平成30年1月から適用します！

荒川下流河川敷利用ルール検討部会では、「新・荒川下流河川敷利用ルール」（以下「利用ルール」という。）の改定を検討して参りましたが、お寄せいただいたご意見等を踏まえ、別紙のとおり改定しました。

今回の改定は、平成27年12月に航空法の一部が改正され、無人航空機の規制が導入されたことを踏まえ、利用ルールの「危険・迷惑行為」に規定されている「ラジコン飛行機（ヘリコプターを含む）」を「無人航空機（ドローン・ラジコン機等）」に改めるとともに、「利用目的」や「飛行エリア内の安全確保」などの条件を満たす場合には飛行を認めるというものです。

【参考】

「新・荒川下流河川敷利用ルール」とは

新・荒川下流河川敷利用ルールとは、誰もが安全で快適に荒川下流部の河川敷を利用することができるように、荒川下流河川敷利用ルール検討部会により定められ、平成26年3月から運用しているものです。

※荒川下流河川敷利用ルール検討部会とは、江東区、江戸川区、葛飾区、墨田区、台東区、荒川区、足立区、北区、板橋区、練馬区、川口市、戸田市、河川財団及び荒川下流河川事務所で構成しています。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、都庁記者クラブ、
神奈川建設記者会、川口市役所記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所

副 所 長	池 部 憲 次	TEL 03-3902-2067
占用調整課長	佐 藤 嘉 祐	TEL 03-3902-2326

新・荒川下流河川敷利用ルール

荒川下流部の河川敷を誰もが安全で快適に利用できるように、この利用ルールをしっかりと守り、また他の利用者への心遣い・譲り合いの心を忘れないようにしましょう。

✕ 禁止行為

法律等で禁止されている行為

- ① ゴミの不法投棄は禁止です。
- ② たき火やゴミの焼却は禁止です。
- ③ 犬のノーリードやペットなどのフンの放置は禁止です。
- ④ 自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です(管理者の許可がある場合は除く)。

♥ マナー

- ① 自転車は徐行し、歩行者を優先しましょう。
- ② 河川敷道路に自転車や荷物などを置かないようにしましょう。
- ③ 河川敷道路では、キャッチボールなど通行の妨げとなることはやめましょう。

施行 平成26年3月1日
改定 平成30年1月1日

! 危険・迷惑行為

安全対策や防音対策などがない河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為

危険行為

- ① バットやゴルフクラブなどは指定場所以外では使用しない。
- ② バーベキューや煮炊きなどは指定場所以外では行わない。
- ③ 無人航空機(ドローン・ラジコン機等)は飛ばさない。
但し、利用目的について公共性が高く、飛行エリアの安全が確保でき、下記の3要件を満たす場合は、飛行することが可能となります。
要件1: 航空法第132条で定める飛行の禁止空域においては、飛行について航空法の許可を得ていること。
要件2: 航空法第132条の2で定める飛行の方法を守ること。
ただし、それによらず飛行させるときは、航空法の承認を受けていること。
要件3: 占用地においては占有者、その他においては荒川下流河川事務所の確認を受けていること。
なお、事故や災害時に、国、地方公共団体、警察及びこれらの者から依頼を受けた者が捜索又は救助を行うために無人航空機(ドローン・ラジコン等)を飛行させる場合は適用されません。
- ④ 他の者に迷惑をかける騒音は出さない。
- ⑤ 22時以降は音の出る花火はしない。

迷惑行為

利用ルールの適用範囲は、河口から笹目橋までの約30km区間です。

【参考】

「新・荒川下流河川敷利用ルール」改定について 【新旧対照表】

(赤字、下線部が改定箇所)

新	旧
<p>新・荒川下流河川敷利用ルール</p> <p>禁止行為 法律等で禁止されている行為</p> <p>①ゴミの不法投棄は禁止です。 根拠法律等 河川法第29条第1項 同法施行令第16条の4第1項第2号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第4項、同法16条</p> <p>②たき火やゴミの焼却は禁止です。 根拠法律等 河川法第29条第1項 同法施行令第16条の4第1項第1号</p> <p>③犬のノーリード・ペットなどのフンの放置は禁止です。 根拠法律等 (ノーリード) 動物の愛護及び管理に関する法律第7条第1項 東京都動物の愛護および管理に関する条例第9条第1号 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第7条第1号 (フンの放置) 河川法第29条第1項 同法施行令第16条の4第1項第2号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第4項、同法第16条 東京都動物の愛護及び管理に関する条例第7条第6号 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第6条第7号</p> <p>④自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です(管理者の許可がある場合は除く)。 根拠法律等 河川法第29条第1項 同法施行令第16条の4第1項第3号</p>	<p>新・荒川下流河川敷利用ルール</p> <p>禁止行為 法律等で禁止されている行為</p> <p>①ゴミの不法投棄は禁止です。 根拠法律等 河川法第29条第1項 同法施行令第16条の4第1項第2号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第4項、同法16条</p> <p>②たき火やゴミの焼却は禁止です。 根拠法律等 河川法第29条第1項 同法施行令第16条の4第1項第1号</p> <p>③犬のノーリード・ペットなどのフンの放置は禁止です。 根拠法律等 (ノーリード) 動物の愛護及び管理に関する法律第7条第1項 東京都動物の愛護および管理に関する条例第9条第1号 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第7条第1号 (フンの放置) 河川法第29条第1項 同法施行令第16条の4第1項第2号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第4項、同法第16条 東京都動物の愛護及び管理に関する条例第7条第6号 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第6条第7号</p> <p>④自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です(管理者の許可がある場合は除く)。 根拠法律等 河川法第29条第1項 同法施行令第16条の4第1項第3号</p>

新	旧
<p>危険・迷惑行為 安全対策や防音対策などがない河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為</p> <p>危険行為 ①バッドやゴルフクラブなどは指定場所以外では使用しない。 ②バーベキューや煮炊きなどは指定場所以外では行わない。 ③無人航空機(ドローン・ラジコン機等)は飛ばさない。</p> <p><u>但し、利用目的について公共性が高く、飛行エリアの安全が確保でき下記の3要件を満たす場合は、飛行することが可能となります。</u> 要件1: <u>航空法第132条で定める飛行の禁止空域においては、飛行について航空法の許可を得ていること。</u> 要件2: <u>航空法第132条の2で定める飛行の方法を守ること。ただし、それによらず飛行させるときは、航空法の承認を受けていること。</u> 要件3: <u>占用地においては占有者、その他においては荒川下流河川事務所の確認を受けていること。</u></p> <p><u>なお、事故や災害時に、国、地方公共団体、警察及びこれらの者から依頼を受けた者が捜索又は救助を行うために無人航空機(ドローン・ラジコン機等)を飛行させる場合は適用されません。</u></p> <p>迷惑行為 ④他の者に迷惑をかける騒音は出さない。 ⑤22時以降は音の出る花火はしない。</p> <p>マナー ①自転車は徐行し、歩行者を優先しましょう。 ②河川敷道路に自転車や荷物などを置かないようにしましょう ③河川敷道路では、キャッチボールなど通行の妨げとなることはやめましょう。</p> <p>施行 平成26年3月1日 改定 平成30年1月1日</p>	<p>危険・迷惑行為 安全対策や防音対策などがない河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為</p> <p>危険行為 ①バッドやゴルフクラブなどは指定場所以外では使用しない。 ②バーベキューや煮炊きなどは指定場所以外では行わない。 ③ラジコン飛行機(ヘリコプターを含む)(*)は飛ばさない。 <u>(*)ドローンについても、同様となります。</u></p> <p>迷惑行為 ④他の者に迷惑をかける騒音は出さない。 ⑤22時以降は音の出る花火はしない。</p> <p>マナー ①自転車は徐行し、歩行者を優先しましょう。 ②河川敷道路に自転車や荷物などを置かないようにしましょう ③河川敷道路では、キャッチボールなど通行の妨げとなることはやめましょう。</p>